

年金定期「豊」(ゆたか)

令和5年10月2日現在

1. 商品名(愛称)	・スーパー定期預金(年金定期「豊」)
2. 販売対象	・当金庫に次の公的年金の振込指定口座を有する個人の方または新たに振込指定していただいた方 国民年金・厚生年金・共済年金
3. 期間	・定型方式1年(自動継続取扱可、利払方式のみ)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100円以上(総合口座については1万円以上) ・一人100万円以内 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の「スーパー定期1年もの、当金庫ホームページ表示利率+上乗せ利率年0.1%」を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期1年もの、当金庫ホームページ表示利率+上乗せ利率年0.1%」を適用します ・上乗せ利率については、変更する場合がございます ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・令和19年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります(ただし、マル優をご利用の場合は除きます)。
8. 手数料	・不要です
9. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率) ・少額貯蓄非課税制度の対象となる個人のお客さまは、マル優のお取り扱いができます
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします ①預入時から解約日までの期間が6ヵ月未満の場合 「解約日の普通預金利率」 ②預入時から解約日までの期間が6ヵ月以上1年未満の場合 「約定利率×50%」
11. 金利情報の 入手方法	・金利は当金庫ホームページまたは窓口にてご照会ください
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部お客さまの声担当(9時~17時、電話:0120-0988-50)にお申し出ください。 紛争解決措置 静岡県弁護士会(電話:054-252-0008)及び東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預入店舗は年金振込指定口座取扱店に限らせていただきます ・年金をお受取りの確認をさせていただきます ・取扱期間:令和5年10月2日~令和6年3月29日 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます) ・販売対象に該当しなくなった場合は、当金庫にて「スーパー定期」1年ものの当金庫ホームページ表示金利に書替させていただきます